

宝くじの助成金で地域活動に必要な備品を整備 コミュニティ助成事業で地域づくり（一般コミュニティ助成事業）

地域共創課自治振興係 ☎0824-73-1154

▼整備された備品（一部）



市内のコミュニティ組織が、宝くじを財源とするコミュニティ助成事業の採択を受け、備品を整備しました。この事業は、地域コミュニティ活動の促進とその健全な発展を図ることを目的に、一

実施団体名	整備備品	事業実施の成果	上段：助成金 下段：事業費
久代自治振興区	テント	準備にかかる手間や労力を軽減し、行事の企画・運営により多くの時間や人員を充てることが可能となる。また、備品の整備により、地域行事への参加者の増加や、地域内外のコミュニティの活性化が期待できる。	2,500,000円 2,500,000円

般財団法人自治総合センターが行う事業で、地域のコミュニティづくりに役立てられています。この事業を活用して整備した備品には「宝くじ」のマークを取り付けています



償却資産（固定資産税）について

税務収納課資産税係 ☎0824-73-1144

償却資産とは、土地・家屋以外の事業用資産のことを指します。確定申告や市県民税申告を行うときに、減価償却費の計算を行う資産は、個人・法人を問わず、固定資産税の申告の対象となります。別途申告が必要ですので、ご注意ください。

ただし、軽自動車税の対象となる、最高速度が時速35km未満の農耕用トラクター、コンバイン、田植機などの小型特殊自動車は、償却資産（固定資産税）の対象ではありません。

また、償却資産の課税標準額（取得額に基づき、経過年数に応じた価値の減少を考慮した額）の総合計が150万円未満であれば課税されません。

償却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の状況を市町村へ申告しなければなりません。

令和9年度分の申告受付期間は、令和9年1月4日（月）～2月1日（月）です。12月中旬に市ホームページへ申告書の様式や手引きを掲載する予定です。

＜各業種共通＞	＜小売業・飲食業＞
受変電設備、コピー機、パーテーション、看板、中央監視装置、監視カメラ、駐車場舗装など	陳列棚、冷蔵庫、厨房設備、テレビ、レジスター、自動販売機など
＜農業＞	＜太陽光発電＞
畜舎（家屋の課税対象でないもの）、乾燥機、ビニールハウス、農業散布用ドローン、温室管理装置などの農業用機械設備など	太陽光パネル、パワーコンディショナー、電力量計、ネットフェンスなど ※10kw未満の太陽光発電設備（住宅用）を除く

主な償却資産

ですので、詳しくはホームページをご確認ください。また、これまでに申告をしている人には、12月末に申告書を発送します。